

奈良県告示第二百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成二十九年十二月八日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
西島 高明	医療法人健和会ひまわりクリニック	天理市中之庄町四八三	泌尿器科（透析内科）（じん臓機能障害）	平成二十九年十一月二十日
山下 真理子	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇	眼科（視覚障害）	平成二十九年十一月二十日
水澤 裕太郎	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇	眼科（視覚障害）	平成二十九年十一月二十日
山本 恭通	医療法人健和会奈良東病院	天理市中之庄町四七〇番地	内科、呼吸器内科（呼吸器機能障害）	平成二十九年十一月二十二日